

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

高崎市長 富岡 賢治

市町村名 (市町村コード)	高崎市 (10202)	
地域名 (地域内農業集落名)	群馬地域 (金古1区・金古2区・足門・引間・塚田・稲荷台・後疋間・冷水・東国分・西国分・北原・棟高・観音寺・菅谷・三ツ寺・中泉・福島・中里・保渡田・井出)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8 年 9 月 14 日 (第 5 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は農地の開発ニーズが高く、非農用地と農用地が混在しつつある。当地域に係る国府地区においては、苗生産や飼料用作物、葉物野菜などの施設園芸、ハクサイなどの露地野菜の生産が盛んであるが、近年ハクサイは温暖化などの気候変動の影響による生産量の減少が課題になっている。金古・上郊・堤ヶ岡地区においては、麦・大豆等の有機栽培が盛んであるが、現状の担い手だけでは人手不足が避けられず、畦畔の管理が不十分になるなどの問題がある。少子高齢化等による後継者問題により耕作できない農地が点在し、遊休農地の拡大や荒廃した農地に有害鳥獣（ハクビシン・アライグマ等）が住み着くなどの被害が懸念されている。一方で、新規就農支援制度を活用し新規参入者は増加している。後継者問題を抱える農業者と新規就農者のマッチングに期待がかかるが、早期の集積や規模拡大にはリスクが伴うため、安定した農業経営となるための意見交換会や情報共有を行うなどの仕組みづくりが必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

土地利用型農業において、水田地域での二毛作や飼料用米等の作物生産、法人や認定農業者等地域の担い手による水田のフル活用の推進および、畑作地域での露地野菜や施設野菜、果樹、大豆、麦の生産規模拡大、有機栽培・減農薬、オーガニックなどによる付加価値を高めることを推進し経営安定を図る。市街地に隣接した田園地帯という立地条件を生かし、地域資源を活用した多様な新事業の創出や企業誘致、都市近郊型の集約的な施設園芸、6次産業化による農業等の推進などにより所得の安定を図り、都市と農地が共生する新しい営農モデルを確立する。また、少子高齢化による後継者問題を抱える農業者と新規就農者をマッチングさせる場として地域計画協議の場を活用する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	485.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	485.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の範囲については、原則、農振農用地とする。 <u>以下の農地を地域計画の区域から除くことについて、協議の場(令和8年9月14日開催)において確認した。</u> <u>・金古町1701-1、金古町2572、塚田町259-5、井出町1548-21</u>

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針 農地中間管理機構を活用することで耕作放棄地の増加を防ぐとともに農地のエリアを確保し、認定農業者や認定新規就農者等の地域の中核となる担い手に対し効率的な農地の集積・集約化を進める。さらに、地区内外から新規就農者等を受け入れていくために、高崎市農地情報登録の活用、農業委員、農地利用最適化推進委員による相談・調整体制の維持、地元及び関係機関との連携により支援体制を整えていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 担い手の高齢化が進んでおり、今後も経営規模を縮小または離農する農業者が増えてくると見込まれるため、農地の所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を担い手に集積・集約していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針 地域の意向、担い手の意向を踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 市を中心に県及びＪＡと連携した就農相談体制を強化し、就農希望者の意向を踏まえながら研修計画や就農後の経営計画策定を支援する。また、研修先農家のリスト化など、新規就農者受入体制を整備し、米麦、露地野菜及び施設園芸の担い手確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①地元猟友会と連携し、有害鳥獣の捕獲・侵入防止柵による防除・周辺環境の整備を複合的に実施し、鳥獣による農作物被害の低減に努める。 ②③④持続可能な地域を目指し、農業の省力・省エネ化及び担い手確保のため、スマート農業技術の導入を検討するとともに、減農薬・有機栽培などによる農作物の高付加価値化、高収益作物の栽培推進(畑地化)及び輸出等による販路拡大など地域の高収益化に向けた取組を検討していく。 ⑨飼料用米の生産が盛んで、周辺の畜産農家へ供給されている。				